

## 宮崎市内部統制に関する方針

宮崎市は、市民の皆様から信頼される行政運営を行っていくため、全庁的なコンプライアンス推進の一環としての内部統制体制の整備及び運用に関して、地方自治法第150条第2項に規定する「方針」を次のように定め、全庁的に積極的に取り組んでいきます。

### 1 内部統制の目的

#### (1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

事務を処理するにあたって、最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、常に組織及び運営の合理化に努めながら、業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的な業務遂行に取り組みます。

#### (2) 財務報告等の信頼性の確保

財務報告等の信頼性を確保するため、適正な手続により報告等の作成を行い、正当な手続により情報の適切な保管及び管理に取り組みます。

#### (3) 業務に関わる法令等の遵守

職員は法令に違反して事務処理をしてはならず、そのことが市民の皆様の信頼の基礎となることから、業務に関わる法令その他の規範の遵守に取り組みます。

#### (4) 資産の保全

市が保有する財産や現金等の有形財産のほか、知的財産、市民の皆様に関する情報などの無形資産も含めた資産について、取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に適正に行われるよう取り組みます。

### 2 内部統制の対象とする事務

#### (1) 財務に関する事務

#### (2) 財務に関する事務以外で、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務

### 3 内部統制の評価及び見直し

毎会計年度、対象事務について整備状況及び運用状況の評価し、監査委員の意見を付した上で市議会に提出するとともに公表します。

また、評価結果や監査委員の審査意見書を踏まえ、適切に内部統制の見直しを行います。

令和4年4月1日

宮崎市長 清山 知憲